

社会福祉法人 明誠会 役員名簿

理事長	萩原 始子
理事	加藤 馨代美
	福川 貞子
	西川 公也
	高品 寿子
	横田 京子
	ジヴニー かおり
監事	島崎 あや子
	大橋 百合子
評議員	鶴見 秀子
	阿久津 君江
	直井 喜江子
	猪瀬 幸子

令和元年6月23日現在

役員等の費用の弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 明誠会(以下法人という。)役員定款8条各項に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規定の役員の範囲は定款第2章に規定する、次に掲げるものをいう。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員

(報酬)

第3条 この法人の役員報酬は、無報酬とする。ただし、評議員は年額一万円を現金にて支給する。

(役員会議等旅費日当)

第4条 この法人が定款で定めた理事会、監事による監査を実施した場合の旅費は、別紙の通りとする。

2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(改正)

第5条 この規定の改正は理事会の決議により行う。

付 則 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

改正 令和元年5月26日

別表

旅 費 基 準 額

区 分	運 賃 等	宿 泊 費	日 当
理 事	ア 普通旅客運賃 実費	実 費	★ 県内は支給せず
監 事	イ 特急料金 実費	(¥ 20,000以内)	★ 県外 ¥ 2,000
理 事	自家用車 使用時	実 費	★ 県内は支給せず
監 事	県内 ¥ 1,000		
	県外 1km/25円	(¥ 20,000以内)	★ 県外 ¥ 2,000
評議員	年額 ¥ 10,000		